

第二期渋谷区成年後見制度利用促進基本計画 実施報告

基本理念	基本施策	施策の展開 (計画期間における取組)	令和5年度 実施状況	令和6年度 実施状況	令和7年度 実施状況 ※令和8年1月31日時点	効果	課題	令和8年度の方針案		
あらゆる人が、自分らしく生きられる街へ。	1 成年後見に係る総合的な支援体制の強化	(1) 地域連携ネットワークの充実	・地域連携ネットワーク協議会の開催 第1回 11月24日開催 第2回 2月5日開催	・地域連携ネットワーク協議会の開催 第1回 11月25日開催	・地域連携ネットワーク協議会の開催 第1回 9月8日開催 第2回 2月13日(予定)	・法律・福祉の専門職や地域の関係機関がネットワークを構築しバックアップすることで、地域において支援者が地域連携しチームで対応する環境が整ってきている。 ・区と成年後見センターが共同で中核機関を運営することにより、情報共有や事業の実施が円滑に進められている。	・単身高齢世帯や身寄りのない高齢者の増加が顕著であるなか、権利擁護が必要な区民に支援が届いているかどうか、できるかぎりの早期発見と適切な支援体制の強化が急務である。	・多職種および他機関とのネットワークをより強固にするため、渋谷区の課題や課題へのアプローチを共有する協議会の開催を継続する。 ・区と成年後見支援センターの連携を強化し、困難ケースや区長申立案件に対して双方で協力して対応する。		
		(2) 中核機関の運営	・中核機関の運営 (区と成年後見支援センター間での連携)	・中核機関の運営 (区と成年後見支援センター間での連携)	・中核機関の運営 (区と成年後見支援センター間での連携)					
	2 成年後見制度への理解と利用の促進	(1)	【重点】 成年後見制度の周知普及 ①広報活動の展開★ ②区民の理解促進★ ③支援者の理解促進★	・成年後見制度及び終活に関する講演会 3月5日開催 ・出張講座の開催 ①太陽の会(精神障がい者家族会) ②区職員への区長申立研修会 ③渋谷区手をつなぐ親の会(知的障がい者家族会) ・講師派遣 4回	・成年後見制度及び終活に関する講演会 12月17日開催 ・出張講座の開催 3月12日開催 かなみの杜・渋谷地域包括支援センター ・講師派遣 ①認知症に備える脳とからだの健康講座 11月7日、2月13日 ②渋谷区相談支援事業所連絡会 2月5日 ③ひがし地区ケアマネジャー懇談会 2月17日 ④渋谷区ケアマネジャー連絡協議会研修 2月25日 ⑤くるるえびす保護者会 2月26日 ⑥地域生活支援センターさわやかルーム 3月21日	・成年後見制度及び終活に関する講演会 令和8年2月10日開催予定 ・出張講座の開催 ①富いちサロン 6月13日 ②カフェ・つばめ 10月10日 ③ひがし地区見守り定例会 11月5日 ④ささはたニコニコひろば 12月20日 ・講師派遣 ①あやめ地区介護者リフレッシュ交流会 5月17日 ②富ヶ谷・上原地区介護者リフレッシュ交流会 6月23日 ③認知症に備える脳とからだの健康講座 11月14日、2月12日(予定) ④東社協令和7年度地権専門員現任研修 12月1日 ⑤ワークセンターひかわ保護者会 12月18日 ⑥ひがし地区介護者リフレッシュ交流会 1月13日 ⑦東京都在宅療養研修 1月29日	・「権利擁護の地域づくり」を掲げ、地域の様々な集まりにおいて、積極的に成年後見制度やエンディングノートの周知普及を行ったことにより区民の理解を進めることができた。 ・講演会や出張講座を行うことにより「終活」に関心を持つ区民に対し、早いうちから自分の老後について考えるきっかけを作ることができた。 ・医療関係者、障がい者団体からの講師依頼が多くなり、お互いの立場を理解し合うことで関係機関とのよりよい連携体制を作ることができた。	・区職員や関係機関において、成年後見制度の理解が十分とはいえない。 ・成年後見制度の法改正が今後ある中で、新しい制度をいつからどのように普及させていくのかが不透明である。	・区職員や支援者など関係機関向けに、成年後見制度の理解を深めるための講座を実施する。 ・センター職員による講座等の開催が地域に広がりを見せているため、専門職にも協力を仰ぎながら引き続き小規模な単位での講座を行い地域住民の理解を促進する。 ・制度改正にあたり国や東京都の動向を見ながら、適宜パンフレットなどを改良し、区民への周知に努める。	
				(2) 成年後見制度総合相談事業の推進	・専門相談員による相談：計137件(相談援助回数：計350回) ・専門職による定例相談会：50件(毎週木曜日定例開催)	・専門相談員による相談：計316件(相談援助回数：計3,352回) ・専門職による定例相談会：86件(毎週木曜日定例開催)	・専門相談員による相談：計290件(相談援助回数：計2,861回) ・専門職による定例相談会：71件(毎週木曜日定例開催)	・専門職による定例相談会の利用に加え、成年後見支援センター職員が個別訪問および窓口で丁寧に相談対応した結果、幅広い要望に対応できた。 ・積極的に医療機関や地域包括支援センターと情報共有を行うことで、権利擁護が必要な高齢者等が成年後見制度を利用するまで手厚い支援をすることができた。	・知的障がいや精神障がいの方々からのセンターへの相談が依然として少ない。 ・医療機関より、身寄りが無い、もしくは親族が不明のまま緊急搬送された患者の対応について相談が増えている。	・講座開催などを通じて顔の見える関係を構築し、関係機関が気軽に相談できる環境づくりに努める。 ・区や医療機関、地域の高齢・障がい者分野関係機関との連携体制を強化し、早期発見、早期準備の重要性を周知していく。 ・引き続き専門職による相談会を継続し、成年後見制度の利用と権利擁護支援を推進する。
				(3) 法定後見制度利用費用助成事業	・申立経費助成：1件 ・後見人報酬助成：5件(登録件数14件)	・申立経費助成：2件 ・後見人報酬助成：12件(登録件数15件)	・申立経費助成：0件 ・後見人報酬助成：12件(登録件数20件)	・令和7年度は報酬助成の対象を拡大し、社協のホームページに報酬助成の要領を掲載したところ、登録者が増加した。金銭的障壁を低くすることで、成年後見制度の利用促進に貢献している。	・令和7年度からの対象拡大について、まだ周知が足りない。	・講座等で区民や関係機関に周知する。
	3 成年後見制度の有効な運用の推進	(1)	【重点】 受任者調整(マッチング)等の支援 ①チームへの支援★ ②連携のコーディネート★ ③家庭裁判所との連携	・相談事業および成年後見制度利用促進会議の開催を通じて、関係者や関係機関との連携を強化し、必要な審議および意見交換を十分に行っただけで後見人への受任調整を行っている。	同左	同左	・利用促進会議を通じて地域包括、ケアマネジャー、施設職員など本人を取り巻く関係者の連携を密に行い、後見人が就いた後もチーム支援ができる関係づくりに寄与している。 ・支援が困難な利用者には、複数後見で社協が身上保護を担うなど、専門職との役割分担によりきめ細かい支援が可能となっている。	・本人が抱える複合的な課題を十分に考慮し、本人の意思決定支援を重視しながら、その方に適した後見人等をマッチングする必要がある。 ・困難事例や虐待などの相談が多く社会貢献型後見人が担うべき案件が少ない。	・本人のより良い支援に向けて、後見人のリレー支援、複数後見、本人の判断能力が低下する前など早い時期からの社会貢献型後見人の活用など、受任者調整を押し進める。 ・後見人が就任した後も、関係機関がチームで支援できるよう、連携の体制づくりを行う。	
				(2) 成年後見制度活用事業の推進	・申立て等支援事業：計72件(相談援助回数：計342回) ・法人後見の受任件数：6件 ・法人後見監督：3人	・申立て等支援事業：計69件(相談援助回数：計412回) ・法人後見の受任件数：5件(R6に2件死亡) ・法人後見監督：3人	・申立て等支援事業：計42件(相談援助回数：計115回) ・法人後見の受任件数：4件(R7に1件死亡) ・法人後見監督：4人	・センターが申立て時の本人支援および丁寧な後見人への橋渡しを行うことにより、適切な制度利用につなげている。 ・法人後見の実施により、長期にわたりサポートが必要な方への支援ができている。 ・社会貢献型後見人の活動が適切に行われるよう、定期的に監督を行っている。	・社会貢献型後見人が新規ケースを受任した場合でも、安定したサポートができるよう、後見監督体制を強化する必要がある。	・個別相談から申立支援、後見人への受任調整まで、一連の支援体制を強化する。 ・社協が法人後見を行う意義を考慮しつつ、社会貢献型後見人へのリレー受任を見込んだ法人後見の受任を継続する。
				(3) 社会貢献型後見人の養成・支援	・新規募集停止 ・後見人候補者名簿登録者：9名 ・後見人の選任：3件(累計11件13名、2件につき後見人交代あり)	・新規募集停止 ・後見人候補者名簿登録者：9名 ・後見人の選任：4件	・新規募集実施 ①研修参加者 15名 ②新規社会貢献型後見人名簿登録者 7名 ・後見人候補者名簿登録者16名 ・後見人の選任：4件	・今年度は社会貢献型後見人の養成研修を実施した。所定の研修を経て権利擁護の意識が高い7名が新たに名簿登録者に加わった。	・名簿登録している社会貢献型後見人候補者の高齢化が進んでいるため、次世代の育成が急務となっている。	・新規の社会貢献型後見人については、令和8年度以降あんしんサービスの生活支援員として権利擁護支援の経験を積んでもらう。 ・社会貢献型後見人が後見活動を安定して行うために、研修や相談体制の充実を図る。
				(4) 後見人等への支援	・後見人連絡会：未実施 ・親族後見人勉強会：未実施 ・後見人への相談援助回数 7回	・後見人連絡会：未実施 ・親族後見人勉強会：未実施 ・後見人への相談援助回数 55回	・後見人連絡会：未実施 ・親族後見人勉強会：3月3日に実施予定 ・後見人への相談援助回数 86回	・成年後見支援センターに相談が入った場合、随時専門職と連携し、適切な対応を行っている。 ・親族後見人のために、後見業務を行っている専門職から、適切なアドバイスを受けられるよう相談交流会を今年度企画している。	・後見人連絡会において、事例検討が主だった以前の連絡会の内容では、専門職の負担感が大きいとの意見が上がっているため開催ができていない。	・新たな後見人連絡会のかたちを模索し、専門職の協力を得ながら、後見人連絡会を開催し、交流が進むよう努める。 ・利用促進会議の中で、後見人が就任した後のサポートについて専門職より助言が受けられる体制を整える。
				(5) 区長申立手続の円滑化	・成年後見制度利用促進会議 8回開催、検討事案15件	・成年後見制度利用促進会議 7回開催、検討事案17件	・成年後見制度利用促進会議 10回開催、検討事案19件	・区長申立を行うことで、申立人がいない、または虐待など困難を抱えた区民の権利擁護につながっている。 ・利用促進会議でケース検討を行い、専門職からの助言を得て、本人の意思決定支援や支援者のチーム体制づくりに寄与している。	・区主催の権利擁護会議と、センター主催の利用促進会議との連動体制が必ずしも適切ではない。	・支援者や関係機関が、ケースの後見制度の必要性などに関して、専門職へ気軽に相談ができるよう、利用促進会議をさらに周知していく。 ・権利擁護会議と利用促進会議が相互に連携し、区民の権利擁護の向上を図る。 ・家事関係機関と東京家庭裁判所との連絡協議会に出席し、最新情報を得ながら、区民に還元する。

※★は重点的に取り組む施策のうち特に強化する施策